

◇大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定による電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(デジタル統括室DX推進担当)